

令和8年度健康教育・食育行政担当者連絡協議会

学校保健の課題とその対応

令和8年5月

総合教育政策局 健康教育・食育課
健康教育調査官 川畑 千種



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

本日の内容

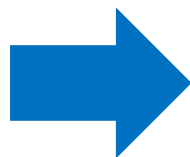
1. 「学校において予防すべき感染症の解説 令和5年度改定 追補版」及び「学校における結核対策マニュアル 令和7年度改定」(新規)
2. 健康診断
3. 健康観察
4. 疾病の管理と予防
5. 健康相談及び保健指導
6. これからの養護教諭

本日の内容

1. 「学校において予防すべき感染症の解説 令和5年度改定 追補版」及び「学校における結核対策マニュアル 令和7年度改定」(新規)
2. 健康診断
3. 健康観察
4. 疾病の管理と予防
5. 健康相談及び保健指導
6. これからの養護教諭



令和6年3月
日本学校保健会



令和8年3月 日本学校保健会



「学校において予防すべき感染症の解説 令和5年度改定追補版」のポイント

1. 感染症法における主な感染症（一類～五類感染症）

- 令和7年4月から、「急性呼吸器感染症」が感染症法上の5類感染症に位置付けられ一覧に追記している。急性呼吸器感染症とは、急性の上気道炎（鼻炎、副鼻腔炎、咽頭炎、喉頭炎）又は下気道炎（気管支炎、細気管支炎、肺炎）を指す病原体による症候群の総称で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、RSウイルス、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、ヘルパンギーナなどが含まれる。
- なお、学校保健安全法施行規則における感染症の分類（第一種～第三種）及び出席停止の期間の基準に変更はない。

【参考】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

（平成十年法律第百十四号）における主な感染症（一類～五類感染症）

感染症類型	感染症の疾病名等	実施できる措置等
五類	【法で規定】 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）…… 【省令で規定】 アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、…急性呼吸器感染症（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。））、…	<ul style="list-style-type: none">国民や医療関係者への情報提供

2. 5種混合ワクチンについて

- 令和6年4月から、ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、インフルエンザ菌感染症の予防として、主に5種混合ワクチン（沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン（DPT-IPV-Hib）が用いられるようになったことを踏まえ、各項目のワクチンの欄において追記している。
- Q&Aにおいて、小学校入学後に受けることができる定期予防接種として記載している。

1. 第一種の感染症

9) ジフテリア

ワクチン	乳幼児期及び学童期に定期予防接種。 生後2-90か月未満に沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン（DPT-IPV-Hib；5種混合ワクチン） 、あるいは、DPT（3種混合ワクチン）を4回接種。標準的には、生後2-7か月未満に3回接種し、6か月から1年半後に1回追加種。…
------	---

2. 第二種感染症 2) 百日咳及び4. その他の感染症（第三種の感染症として扱う場合もある）4) インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症のワクチン欄においても追記。

<学校において予防すべき感染症のQ&A>

Q9 小学校入学後に受けることができる定期予防接種にはどのようなものがありますか。

小学校入学後に受けることができる定期接種としては、**百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ・インフルエンザ菌b型の第1期（7歳半未満）**、日本脳炎の第1期（7歳半未満）及び第2期（9歳-13歳未満）、ジフテリア・破傷風の第2期（11歳-13歳未満）、ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症（小学校6年生-高校1年生相当年齢の女子）があります。…

「学校において予防すべき感染症の解説 令和5年度改定追補版」のポイント

3. インフルエンザについて

- 最新の発生状況の追記、潜伏期間の変更、治療の欄に抗インフルエンザ薬「バロキサビル」の追記、予防法・ワクチンの欄に経鼻弱毒生インフルエンザワクチンの追記等を行っている。
- Q&Aにおいて、インフルエンザワクチンの接種量及び接種回数に関して、経鼻弱毒生インフルエンザワクチンについて追記している。

2. 第二種の感染症

1) インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）

…しかし、令和4（2022）/令和5（2023）シーズン以降再び流行がみられるようになり、令和6（2024）/令和7（2025）シーズンは現行報告体制となった平成11（1999）年以降最大の報告数のピークが観察された。

潜伏期間	1 - 3日程度
治療	抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビル、ザナミビル、ラニナミビル、ペラミビル、バロキサビル等）を発症48時間以内に投与すると解熱までの期間短縮が期待できる。…
予防法・ワクチン	一般的な飛沫まつ感染対策（マスク、手洗い等）に加えて、インフルエンザワクチン（注射の不活化インフルエンザワクチン又は経鼻弱毒生インフルエンザワクチン）の接種が有効。小児では任意接種であり生後6か月から接種可能（ただし、経鼻弱毒生インフルエンザワクチンは2歳以上19歳未満が対象）。…

<学校において予防すべき感染症のQ & A>

Q1 インフルエンザワクチンの接種量及び接種回数は年齢によって違うのでしょうか。

…なお、鼻腔内に噴霧する経鼻弱毒生インフルエンザワクチン（2歳以上19歳未満が対象）は、シーズンに1回接種です。

4. 百日咳について

令和7年の流行や薬剤耐性菌の出現を受け、発生状況の追記、潜伏期間の変更、治療の欄に耐性菌の出現及び有効な抗菌薬の追記を行っている。

2. 第二種の感染症

2) 百日咳

…令和7（2025）年は現行の感染症法に基づく全数報告サーベイランスが行われるようになった平成30（2018）年以來最大規模で全国的に流行した。治療第一選択薬であるマクロライド系抗菌薬に耐性のある百日咳菌が各地で確認され、その拡大が懸念されている。

潜伏期間	主に7－10日程度
治療	抗菌薬。マクロライド系抗菌薬が通常用いられるが、マクロライド耐性百日咳せき菌の出現が確認されており、その場合はスルファメトキサゾール・トリメトプリム（ST合剤）が有効である。

5. 風疹について

潜伏期間の変更、参考において風しんの排除認定（令和7年9月25日付）及びワクチン偏在に伴うキャッチアップ接種の期間延長（令和9年度末まで）に関する情報を追記している。

2. 第二種の感染症

5) 風しん

潜伏期間	14-21日（平均16-18日）
------	-------------------------

【参考】近年の風しん発生動向

・・・「風しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、早期に先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、令和2（2020）年度までに風しんを排除することが目標とされてきた。**令和7（2025）年9月25日付けで、我が国はWHO西太平洋地域事務局により風しん排除の認定を受けたものの**、平成25（2013）年の流行後も、30代後半-50代男性には風しんに対する免疫を持たない人が多数残っており、これらの人々が風しんに対する免疫を獲得しなければ、同様の全国流行が発生することが危惧される。これに対し、**MRワクチンの定期接種は、第1期（生後12月から生後24月に至るまでの間にある者）、第2期（5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）**であるが、昭和37（1962）年4月2日-昭和54（1979）年4月1日生まれの男性で、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分であった対象者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由に令和7（2025）年3月まで実施されていた風しん第5期定期接種に基づくワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める場合、令和7（2025）年4月1日から令和9（2027）年3月31日までの2年間、接種対象期間を超えて定期接種として接種が可能とされている。詳細は厚生労働省ホームページ等を参照されたい。・・・

「学校において予防すべき感染症の解説 令和5年度改定追補版」のポイント

6. その他の感染症について

「水痘」、「腸チフス、パラチフス」及び「RSウイルス感染症」について、以下のような追記等を行っているとともに、その他の感染症についても最新の発生状況の追記や潜伏期間の変更等を行っている。

2. 第二種の感染症

6) 水痘：診断の欄に迅速抗原検査とPCR検査の追記

診断	臨床症状により診断されるが、確定のためには血液での抗体検査や 水疱ほうめぐい液を用いた迅速抗原検査、ウイルス遺伝子PCR検査 、ウイルスの分離等を行う。
----	---

3. 第三種の感染症

4) 腸チフス、パラチフス：予防法・ワクチンの欄に国内でも腸チフスのワクチンが接種可能となったことの追記

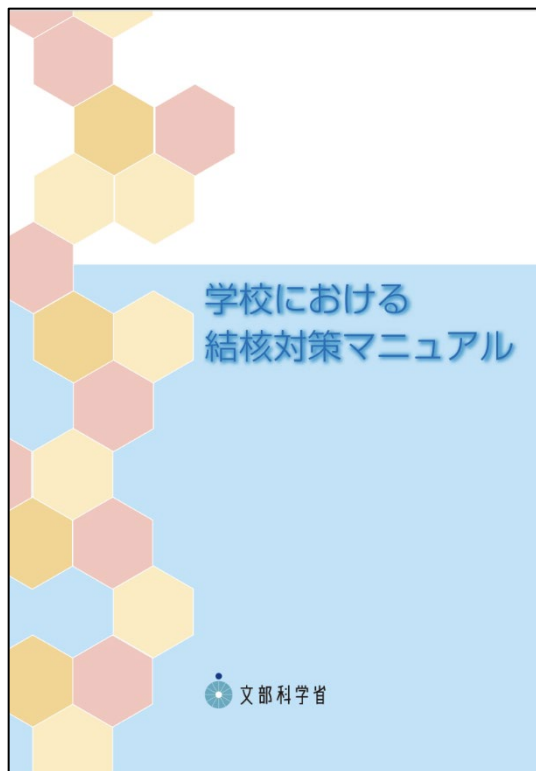
予防法・ワクチン	手洗いの励行、消毒（トイレ等）、及び食品加熱と食品を良く洗うこと。流行国では、生水、氷、生の魚貝類、生野菜、カットフルーツ等の飲食を避ける。海外渡航者にワクチンを投与することがあり、 国内でも、令和7（2025）年6月から腸チフスに対するワクチンが接種可能となった。
----------	--

4. その他の感染症（第三種の感染症として扱う場合もある）

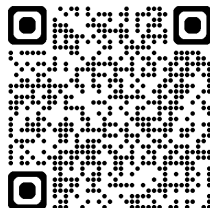
7) RSウイルス感染症：潜伏期間の変更、予防法・ワクチンの欄にモノクローナル抗体の追記等

潜伏期間	2 - 8日（通常4 - 6日）
予防法・ワクチン	60歳以上、妊婦（母体からの移行抗体によって、出生後の新生児、乳児のRSウイルス感染症を予防する）及び50歳以上のハイリスク者を対象としたワクチンは薬事承認されているが、小児期に接種するワクチンはない。 一方、RSウイルスに対するモノクローナル抗体については、従来のパリビズマブ（流行期月1回筋注）に加えて、ニルセビマブ（流行期に1回筋注）が使用可能となり、保険適用の対象は限られるものの、どちらも発症予防と軽症化が期待できる。

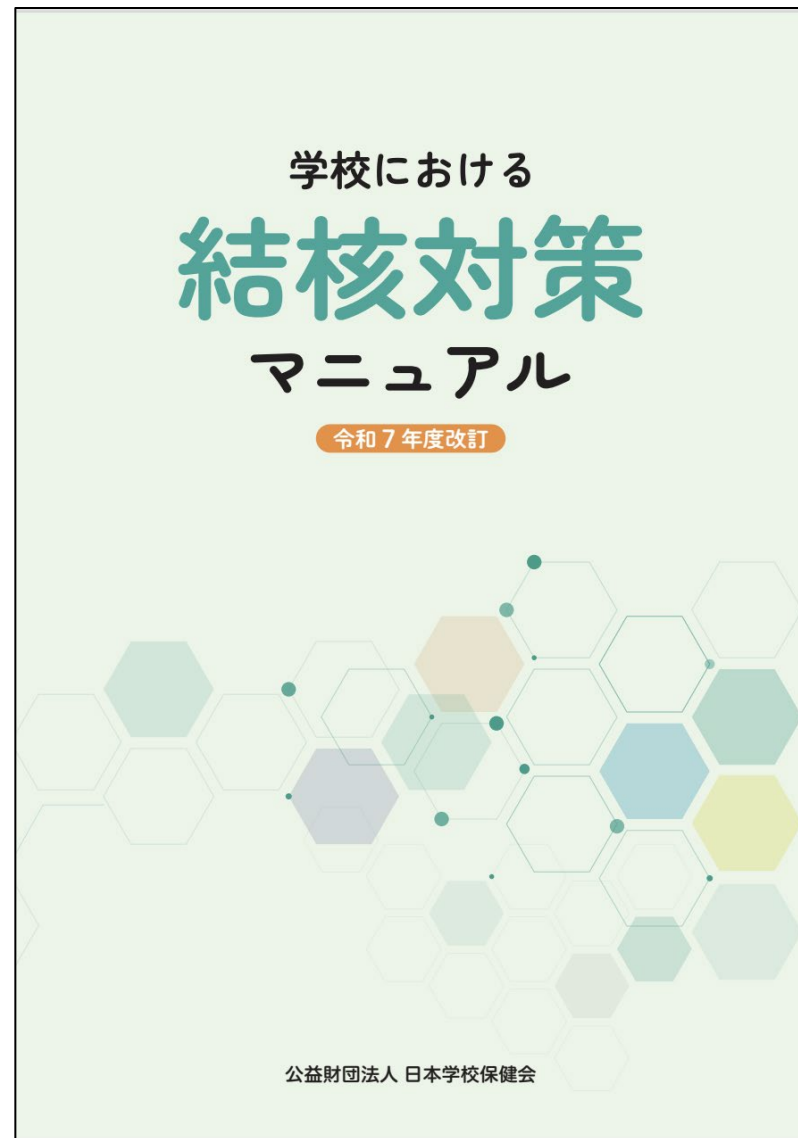
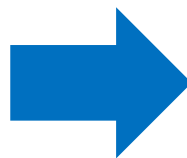
学校における結核対策マニュアル 令和7年度改定



平成24年3月
文部科学省



<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/281>



令和8年3月 日本学校保健会

「学校における結核対策マニュアル 令和7年度改訂」のポイント

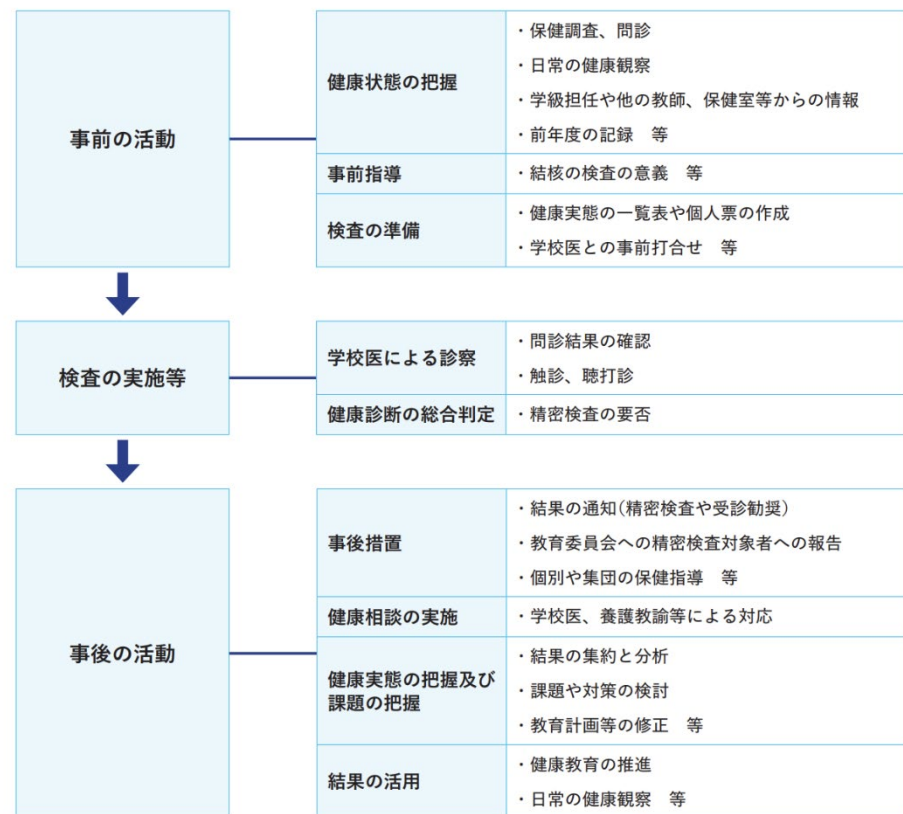
1. 小・中学校の児童生徒に対する定期健康診断における結核の検査の流れ

問診から事後措置までの基本的な流れに変更はなく、わかりやすいようにレイアウトを変更している。

概要



学校での流れ



「学校における結核対策マニュアル 令和7年度改訂」のポイント

2. 問診票について

問診項目（6項目）に変更はないが、④高まん延国での居住歴について、「6か月以上」と記載していたところを「過去3年以内に通算6か月以上」と明記している。

なお、これまで様式例集において、単独の問診票を使用する場合及び保健調査票に組み入れる場合のそれぞれの様式例を示していたが、今回、結核の検査の問診項目（6項目）の例のみ示しており、これを参考に、引き続き、地域や学校の実態に即したものを作成・使用されたい。

結核の検査の問診項目（6項目）の例

① 本人の結核罹患歴

質問 今までに結核性の病気(肺浸潤、胸膜炎、肋膜炎、頸部リンパ腺結核等)にかかったことがありますか？

回答 いいえ、はい (年 月頃)

② 本人の潜在性結核感染症治療歴(予防内服歴)

質問 今までに結核の予防薬を飲んだことがありますか？

回答 いいえ、はい (年 月頃)

③ 家族等の結核罹患歴

質問 生まれてから家族や同居人で結核にかかった人がいますか？

回答 いいえ、はい (年 月頃)

④ 高まん延国での居住歴

質問 過去3年以内に通算して6か月以上、外国に住んでいたことがありますか？

回答 いいえ、はい (「はい」の場合、具体的な国・地域名：)

⑤ 自覚症状(2週間以上長引く咳や痰)

質問 2週間以上、咳や痰が続いていますか？

回答 いいえ、はい

追加質問

(i) (「はい」の場合)医療機関を受診していますか？

(ii) また、ぜんそく、ぜんそく性気管支炎等とされていますか？

回答 (i) いいえ、はい (ii) いいえ、はい

⑥ BCG接種歴

質問 いままでBCGの接種をうけたことがありますか？

回答 いいえ、はい

「学校における結核対策マニュアル 令和7年度改訂」のポイント

3. 問診項目への対応について

過去3年以内に通算6か月以上の高まん延国の居住歴のある児童生徒については、入学時又は転入時の1回、精密検査の対象としているが、入国前結核スクリーニングを受け日本に入国した場合であって、有効な「結核非発病証明書」を入学時又は転入時に確認できる場合、精密検査は省略することができることとする。

なお、現時点で、「結核非発病証明書」の有効期間は胸部X撮影の実施日から原則180日（条件により有効期間が90日間となる場合がある。）とされている。

今後、入国前結核スクリーニングについて、「結核非発病証明書」の有効期間を含め、見直しが行われる可能性もあり、入国前結核スクリーニングの詳細や最新の情報については厚生労働省のホームページを参照されたい。

<問診項目への対応>

①～③（略）

④ 高まん延国での居住歴

過去3年以内に通算6か月以上の高まん延国での居住歴のある児童生徒は入学時又は転入時の1回、精密検査の対象とする。ただし、当該児童生徒が入国前結核スクリーニングを受け日本に入国した場合であって、有効な「結核非発病証明書」を入学時又は転入時に確認できる場合、精密検査は省略することができる。なお、「結核非発病証明書」の有効期間は胸部X線撮影の実施日から原則180日間（条件により有効期間が90日間となる場合がある。）とされていることに留意する。

なお、高まん延国の具体については、「学校において予防すべき感染症の解説」（公益財団法人日本学校保健会）等を参照するとともに、入国前結核スクリーニングの詳細や最新の情報についても厚生労働省のホームページ等を確認されたい。

⑤～⑥（略）

「学校における結核対策マニュアル 令和7年度改訂」のポイント

4. 問診項目に該当した場合の追加質問事項と対応

過去3年以内に通算6か月以上の高まん延国の居住歴のある場合については、

- 入国前結核スクリーニングを受け、結核非発病証明書を持っているか
- 入学時又は転入時において、結核非発病証明書が有効であるか

を確認し、いずれも該当する場合は経過観察とする。該当しない場合には、

- 来日（又は帰国）後、精密検査を受けたか
- を確認し、精密検査を受けている場合は経過観察とするが、受けていない場合は精密検査の対象とする。

上記を踏まえ、フローチャートの修正も行っているので、併せて参照されたい。

<問診項目に該当した場合の追加質問項目と対応>

①～③（略）

④ 過去3年以内に通算6か月以上の高まん延国居住歴「あり」の場合

追加質問 「来日前に医療機関にて結核の検査（入国前結核スクリーニング）を受け、結核非発病証明書を持っているか。また、入学時又は転入時において、結核非発病証明書が有効（※）であるか。」

（イ）「はい（入国前結核スクリーニングを受け、入学時又は転入時に有効な結核非発病証明書を確認できる）」の場合：学校では「慎重な経過観察」

（ロ）「いいえ」の場合：**追加質問** 「来日（又は帰国）後、精密検査を受けたか。」

（i）「はい」の場合：学校では「慎重な経過観察」

（ii）「いいえ」の場合：精密検査の対象

※ 結核非発病証明書の有効期間は、胸部X線撮影の実施日から原則180日間とされている。入国前結核スクリーニングの詳細や最新の情報について、厚生労働省のホームページ等も確認する。

⑤（略）

「学校における結核対策マニュアル 令和7年度改訂」のポイント

5. 精密検査について

検査方法について、これまで①胸部X線検査、②ツベルクリン反応、③クオンティフェロン（QFT）を候補として挙げていたが、最新の知見や実態を踏まえ、①胸部X線撮影、②IFN- γ 遊離試験（IGRA）を候補としている。実施方法としては、胸部X線のみの実施、又はIFN- γ 遊離試験（IGRA）で胸部X線撮影対象者を絞り込みを行い、陽性の場合のみ胸部X線撮影を実施することが考えられる。

検査方法

・ 肺結核の病変の有無を確認する胸部X線撮影、感染の有無を調べるインターフェロン γ （IFN- γ ）遊離試験（IGRA）が候補として考えられる。なお、ツベルクリン反応（ツ反）については、従前、感染診断のために使われてきたが、感度（※1）は高いものの、日本及び周辺の高まん延国におけるBCG接種率が高く、特異度（※2）は低いため、2歳以上の人には通常使われない。

① 胸部X線撮影

肺結核は感染性を有する可能性があることから、病変の有無を確認するために実施する必要がある。

② IFN- γ 遊離試験（IGRA）

IGRAは結核に感染しているか否かを判別するための検査であるが、結果が陽性であっても結核の発病や感染性を示すわけではない。精密検査としてIGRAを選択するかどうかについて一定の見解は得られていない。患者が発生した後の接触者健診の結果としてIGRA陽性であった場合には、発症リスクが高いため、可能な限り潜在性結核感染症治療を行うべきと考えられている。一方、結核高まん延国の中では小児の罹り患率はそれほど高くないこともあり、患者との接触がない者においてIGRA陽性となった場合、過剰な治療を強いることを避けるため治療の実施は慎重であるべきとの考え方もある。

※1 感度：疾患（感染）のある人の中で陽性の結果が得られる割合

※2 特異度：疾患（感染）のない人の中で陰性の結果が得られる割合

実施方法

以下の実施方法が考えられる。

① 胸部X線撮影のみの実施

病変の有無を確認するために行う。

（イ）異常なし：追加の対応不要（通常健康観察の実施）

（ロ）その他：医療機関受診（更なる精査）

② IFN- γ 遊離試験（IGRA）の実施

結核に感染しているか否かを判別し、胸部X線撮影対象者を絞り込むために行う。陰性の場合、胸部X線撮影による放射線被曝ばくを避けることができる。なお、1回の胸部X線撮影による被曝ばく線量は1年間に受ける自然放射線による被曝ばく線量と比べるとわずかとされる。

（イ）陰性：追加の対応不要（通常健康観察の実施）

（ロ）陽性：胸部X線撮影を実施

（i）異常なし：医療機関受診

（潜在性結核感染症として治療を検討）

（ii）その他：医療機関受診（更なる精査）

「学校における結核対策マニュアル 令和7年度改訂」のポイント

6. Q&A

Q&Aについても見直しを行っており、特に入国前結核スクリーニングを受け日本に入国し、結核非発病証明書を持っていたものの、有効期限が過ぎていた場合の対応について、この場合は「結核非発病証明書」が有効ではない（又は有効と確認できない）ため、精密検査の対象となることを記載している。

なお、高まん延国に該当する国については、今後、更新が想定されるため、本マニュアルには記載しておらず、当面は『学校において予防すべき感染症の解説』を参照されたい。

Q4

高まん延国に過去3年以内に通算6か月以上居住していた児童生徒が、入国前結核スクリーニングを受け日本に入国し、日本国内の学校に転入する際、「結核非発病証明書」を持っていましたが、有効期間を過ぎていました。その場合、どのように対応すべきでしょうか。

回答

入学時又は転入時、過去3年以内に通算6か月以上の高まん延国での居住歴のある場合、精密検査の対象とされますが、当該児童生徒が入国前結核スクリーニングを受け日本に入国した場合であって、有効な「結核非発病証明書」を確認できる場合、精密検査は省略することができます。その一方で、「結核非発病証明書」の有効期間は、胸部X線撮影の実施日から原則180日間（条件により有効期間が90日間となる場合があります。）とされているところ、入学時又は転入時においてこの有効期間を過ぎている場合（又は有効期間が不明の場合）には、「結核非発病証明書」が有効ではない（又は有効と確認できない）ため、精密検査の対象となると考えられます。「結核非発病証明書」を含め入国前結核スクリーニングの詳細や最新の情報については、厚生労働省のホームページ等での確認をお願いします。

入国前結核スクリーニングの実施について①

入国前結核スクリーニングとは

スクリーニング対象国から、日本に入国・中長期間在留しようとする者に対して、入国前に指定健診医療機関において胸部X線撮影等を受け、結核を発病していないことを証明する資料の提出を求める制度である。

対象者

- 原則として、日本に在留中に結核と診断された外国生まれの患者の出生国のうち多くの割合を占める国**フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー及び中国**※¹の国籍を有し、日本に中長期在留者※²（再入国許可を有する者を除く）並びに特定活動告示第53号及び54号（デジタルノマド及びその配偶者又は子）として入国・在留しようとする者である。
- ただし、例外として、居住国の滞在許可証等により、現在の居住地が対象国以外の国又は地域であることが確認された場合は対象外とする。

※¹ 現時点で、フィリピン、ネパール、ベトナムは開始されているが、インドネシア、ミャンマー、中国の開始時期は未定。

※² 「中長期在留者」とは、出入国管理及び難民認定法第19条の3に定める者（本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者、④①から③までに準ずる者として法務省令で定めるもの、のいずれか以外の者）をいう。



入国前結核スクリーニングの実施方法

入国前結核スクリーニングの実施方法

1. 申請者は対象国にある指定健診医療機関で、医師の診察及び胸部レントゲン検査を受診する。
2. 当該検査で結核を発病していないと判断された者には、指定健診医療機関から結核非発病証明書が発行される。
3. 発行された結核非発病証明書は、在留資格認定証明書交付申請時（在留資格認定証明書を取得せずに在外公館で査証申請を行う場合は査証申請時）に提出する。

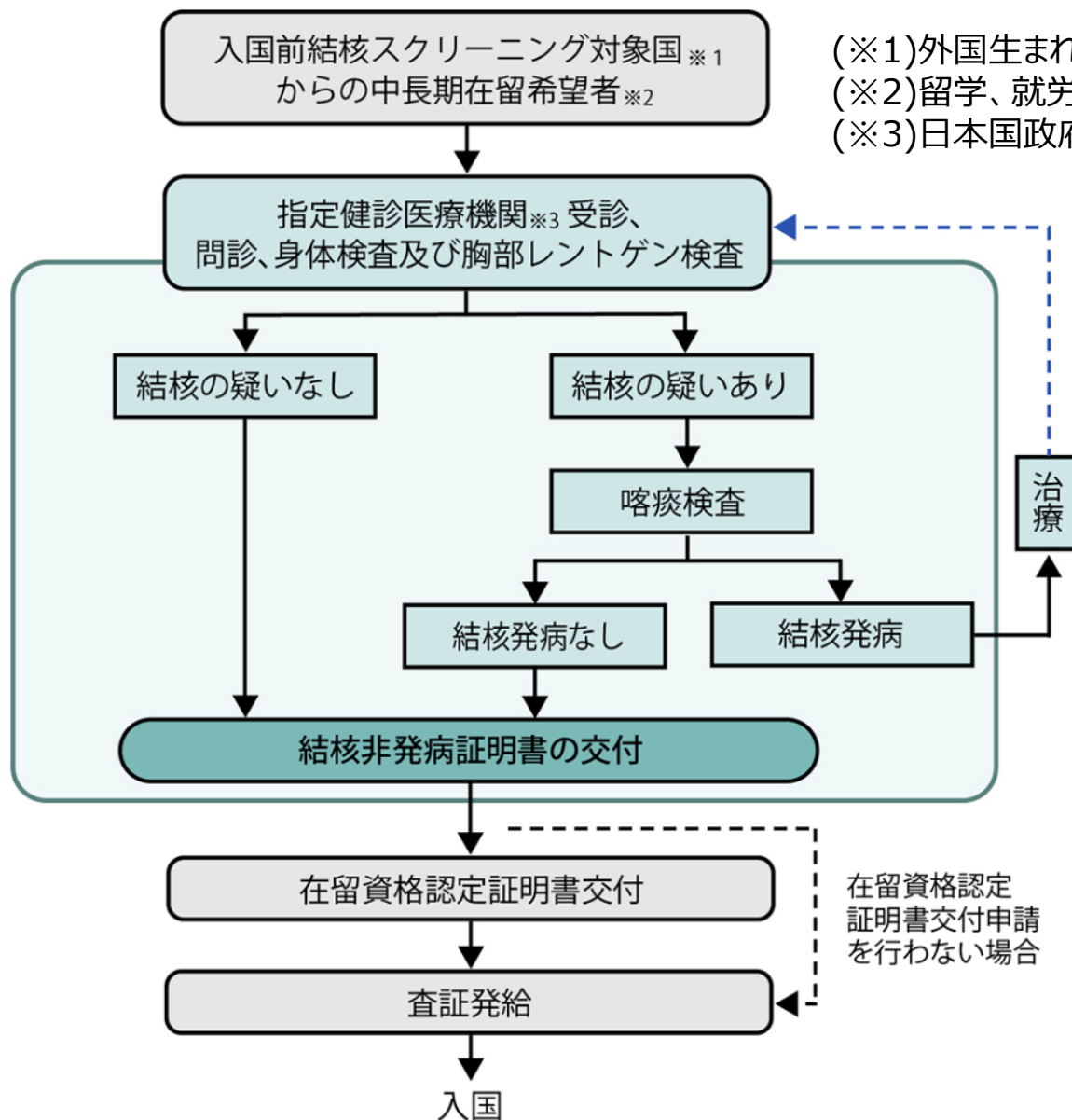
補足

- 身元確認の際には、必ずパスポートの提示が必要です。
- スクリーニングにかかる費用は申請者負担となります。
- スクリーニングを受けてから「結核非発病証明書」が発行されるまでに要する日数・費用は医療機関によって異なります。
- 「結核非発病証明書」の有効期間は、胸部レントゲン撮影の実施日から原則180日間です。
- 入国後に提示を求められる場合があるため、「結核非発病証明書（本人控え）」は大切に保管すること。

※詳細については  [「入国前結核スクリーニングの実施に関するガイドライン」 \[150KB\]](#)  を参照して下さい。



入国前結核スクリーニングの流れ



(※1)外国生まれの結核患者の渡航元として報告が多い国々
(※2)留学、就労等、三月を超えて滞在する者
(※3)日本国政府があらかじめ指定

(注)

- 対象国の指定医療機関については、検査・診療の質を保つため、対象国内の医療機関に対して日本国政府があらかじめ指定する。
- 医師は問診、診察及び胸部レントゲン検査を実施し、結核の疑いがある者に対しては喀痰検査を実施する。
- 結果はJ-IMS（JPETS情報管理システム）にアップロードされる。結核を発病していないことを確認した場合には、結核非発病証明書を発行する。

本日の内容

1. 「学校において予防すべき感染症の解説 令和5年度改定 追補版」及び「学校における結核対策マニュアル 令和7年度改定」(新規)
2. **健康診断**
3. 健康観察
4. 疾病の管理と予防
5. 健康相談及び保健指導
6. これからの養護教諭

学校における児童生徒等の健康診断

目的

学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資するとともに、児童生徒等の健康の保持増進を図る。

役割

- 学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握する。
- 学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てる。

関係法令

学校保健安全法

第十三条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

学校保健安全法施行規則

時期

第五条 法第十三条第一項の健康診断は、毎学年、六月三十日までに行うものとする。（後略）

検査項目

第六条 法第十三条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| 一 身長及び体重 | 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 |
| 二 栄養状態 | 八 結核の有無 |
| 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態 | 九 心臓の疾病及び異常の有無 |
| 四 視力及び聴力 | 十 尿 |
| 五 眼の疾病及び異常の有無 | 十一 その他の疾病及び異常の有無 |
| 六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 | |



健康診断票

第八条 学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行ったときは、児童生徒等の健康診断票を作成しなければならない。

4 児童生徒等の健康診断票は、五年間保存しなければならない。（後略）

その他

第九条 学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行ったときは、二十一日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあっては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者に、学生にあっては当該学生に通知する（後略）。

第二十二條 学校医の職務執行の準則は、（略） 五 法第十三条の健康診断に従事すること。

第二十三條 学校歯科医の職務執行の準則は、（略） 四 法第十三条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。

学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について（事務連絡）

（令和6年9月18日付け文部科学省）

- ポイント**
- 改めてこれまでの通知や事務連絡等の内容について、健康診断の実施に当たって留意すべき事項としてとりまとめた。
 - 日本医師会と協力して、学校医に健康診断について説明するためのリーフレットを作成した。

1. 健康診断の時期及び学校医等の確保について

- 健康診断の実施時期は、毎学年、6月30日までに行うものとされている。
- 学校医等の確保ができないなどのやむを得ない事情がある場合に限り、学校医等が不在の間、継続して児童生徒等の保健管理を行うために、医療機関等への委託によって学校医等の代替えとなる医師等を確保することも許容されることとしている。
- 学校の設置者は、必要に応じて各地域の医師会等と連携するなど、学校医の確保に努め、学校医等の確保が困難な場合は医療機関等への委託によって、健康診断を含む保健管理が滞りなく行われるよう適切に対応する。

2. 検査項目以外の項目を追加した健康診断の実施について

- 健康診断の検査項目は施行規則第6条第1項に規定されているが、地域や学校の実情に応じて、検査項目以外の項目を加えて実施することも可能である。
- この場合、学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けではないことを明示し、保護者等に周知した上で、保護者等の理解と同意を得て実施する。

3. 児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断の実施について

- 健康診断時の児童生徒等のプライバシーの保護等への懸念が指摘される一方、着衣では正確な検査・診察が困難になる懸念も示されていることから、「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」（令和6年1月22日付け文科省）を発出した。
- 各学校においては、健康診断の実施主体として、通知を改めて参照し、プライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校医と相談し、共通理解を持った上で、児童生徒等及び保護者の理解が得られるよう、事前に丁寧な説明を行うなど、環境整備に努める。



4. 健康診断を受けることができなかった児童生徒等への健康診断の対応について

- 健康診断は、学校生活の円滑な実施のみならず、児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、不登校等により健康診断を受けることができなかった児童生徒等に対しても、健康診断を受ける機会を確保する必要がある。
- 各学校においては、当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けることができなかった場合の対応を検討し、保健だよりや学年通信等で保護者に事前に周知するなど適切に対応する。

5. 健康診断における月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について

- 思春期の女子の月経異常等を早期に発見し、適切な相談や治療につなげることは、児童生徒等の健やかな成長の観点から重要である。
- 「児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について（事務連絡）」（令和3年12月13日付け文科省）において示しているとおり、学校の設置者又は学校においては、保健調査票等に女子の月経に伴う諸症状について記入する欄を設け、保護者にも、その記入について注意を促すなどにより、所見を有する児童生徒等を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じて産婦人科医への相談や治療につなげたりするなど適切に対応する。

6. 健康診断と学校保健計画について

- 学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、健康診断に関する項目も必ず盛り込むこととされている。
- 健康診断を含む学校保健計画の実施に当たっては、「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成20年7月9日付け）に示しているとおり、学校や学校医等のみならず、保護者や関係機関・関係団体等との連携協力を図っていくことが重要であり、健康診断についてもその趣旨等を保護者等の関係者に周知し共通理解を図った上で取り組む。



学校健康診断実施上の留意点

学校医 / 教育委員会・学校共通

学校における健康診断の目的と役割

学校生活の円滑な実施と児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、その役割は大きく2つある。

- 家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングの上、健康状態を把握すること
- 学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てること

学校健康診断における項目（学校保健安全法施行規則第6条）

1～10の項目について、学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的を周知する。

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| 1 身長及び体重 | 2 栄養状態 |
| 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態 | 4 視力及び聴力 |
| 5 眼の疾病及び異常の有無 | 6 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 |
| 7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 | 8 結核の有無 |
| 9 心臓の疾病及び異常の有無 | 10 尿 |
| 11 <u>その他の疾病及び異常の有無</u> | |

《項目の追加》

上記1～10以外に「11.その他の疾病及び異常の有無」の検査として検査項目を追加する場合は、健康診断の趣旨や目的に沿って学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けではないことを明示し、保護者等に周知した上で、理解と同意を得て実施する必要がある。

（参照）児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂（日本学校保健会）

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/187>



学校医

- 学校健康診断を行うに当たっては、その意義・目的を理解するとともに、学校の意向を十分考慮したものとすること
- 診察方法や児童生徒等のプライバシー・心情への配慮について事前に学校と確認すること
- かかりつけ医の診察と学校医の健康診断の違いを理解すること（学校健康診断では、学校医は普段診ていない子供を学校の中でスクリーニングする）
- 法令に定めのない検査の項目を追加する場合には、その実施の目的、検査方法等について事前に学校と十分打合せを行うこと
- 健康診断結果に基づき学校が行う事後措置について医療面から指導すること

教育委員会・学校

- 学校保健計画・健康診断実施計画の作成に当たって、学校医、検査機関等と以下の項目について共通理解を図りながら進めること
・健康診断の判断基準や留意事項 ・事後措置の進め方 ・未受診者への対応 等
- 検査・診察の内容や方法、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校の責任において、事前に児童生徒等及び保護者の理解を得ること
その際、正確な検査・診察の重要性についても説明を行うこと

（出典）「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」

（令和6年1月22日 5初健食第13号）



- 特に配慮が必要な児童生徒等については、検査・診察の時間や場所を工夫するなど、個別の対応を行うようにすること
- 当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けられなかった場合の対応について検討し、保護者に事前に周知すること
- 健康診断結果に基づき、疾病の予防処置、治療の指示、運動及び作業の軽減等の適切な事後措置をとること

令和6年9月 日本医師会・文部科学省



保健教育・保健管理に関する調査報告書

1. 調査目的

最近の学校保健に対する課題への、よりよい方策を検討するために各学校における保健教育・保健管理の状況や教育委員会と各学校との連携、学校医等との連携実態を把握し、諸課題に対する検討資料とするために実施

2. 調査内容

- 保健教育に関するインターネット調査（学校のみ）
- 保健管理に関するインターネット調査（教育委員会及び学校）

3. 調査対象

- 全国の公立小・中・高・義務教育・中等教育・特別支援学校
- 指定都市を含む市区町村教育委員会及び都道府県教育委員会

4. 調査方法

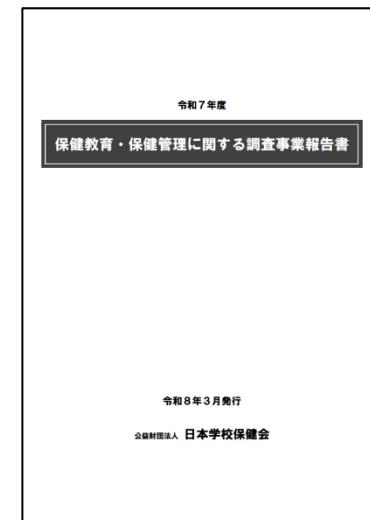
Webアンケート

5. 調査期間

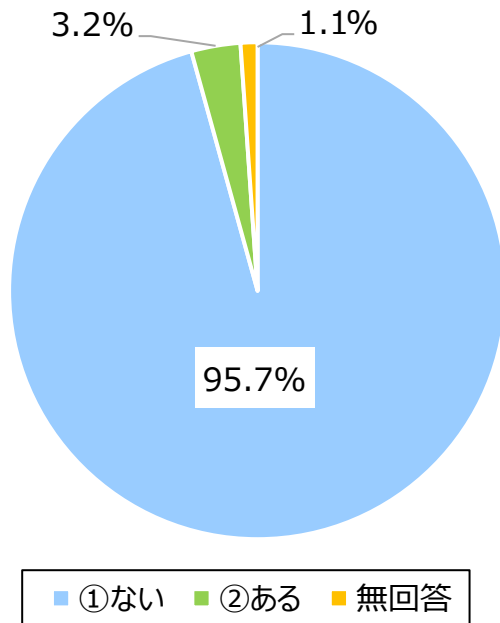
令和7年10月24日～11月28日

6. 調査回収率

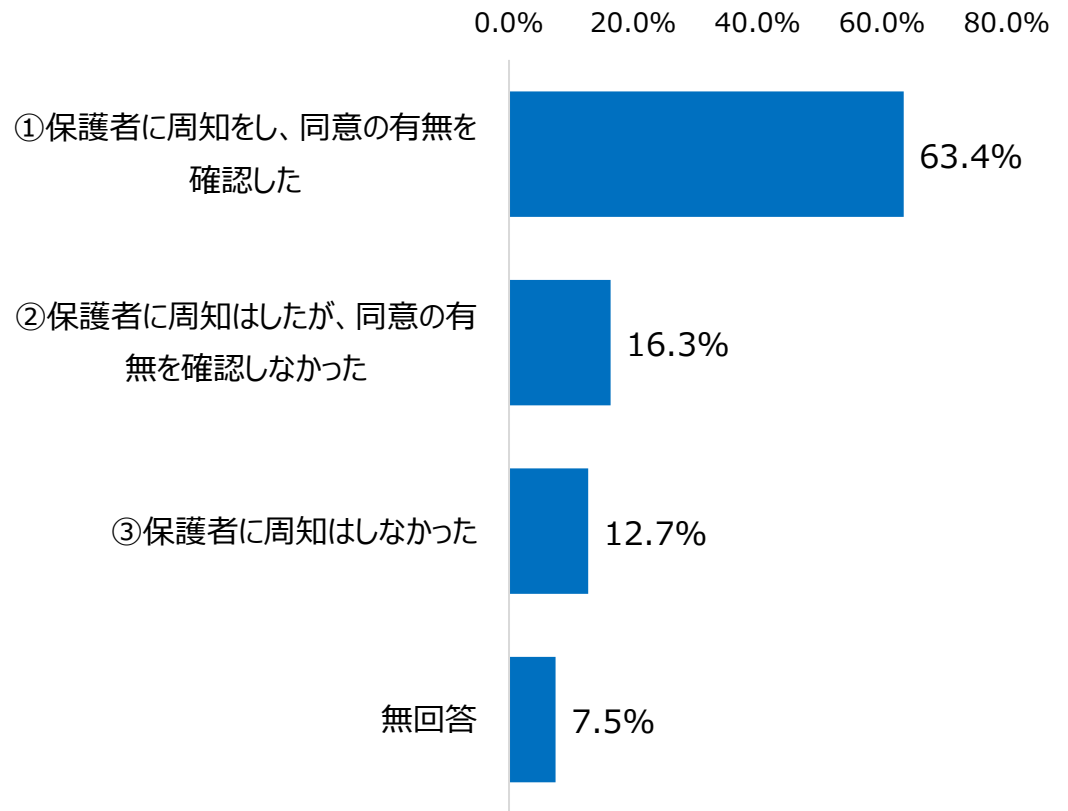
- | | | |
|--------------|------------|------------|
| ● 学校（保健教育調査） | 回答数 22,861 | 回答率 66.55% |
| ● 学校（保健管理調査） | 回答数 21,993 | 回答率 64.02% |
| ● 都道府県教育委員会 | 回答数 45 | 回答率 95.74% |
| ● 市区町村教育委員会 | 回答数 1,363 | 回答率 75.70% |



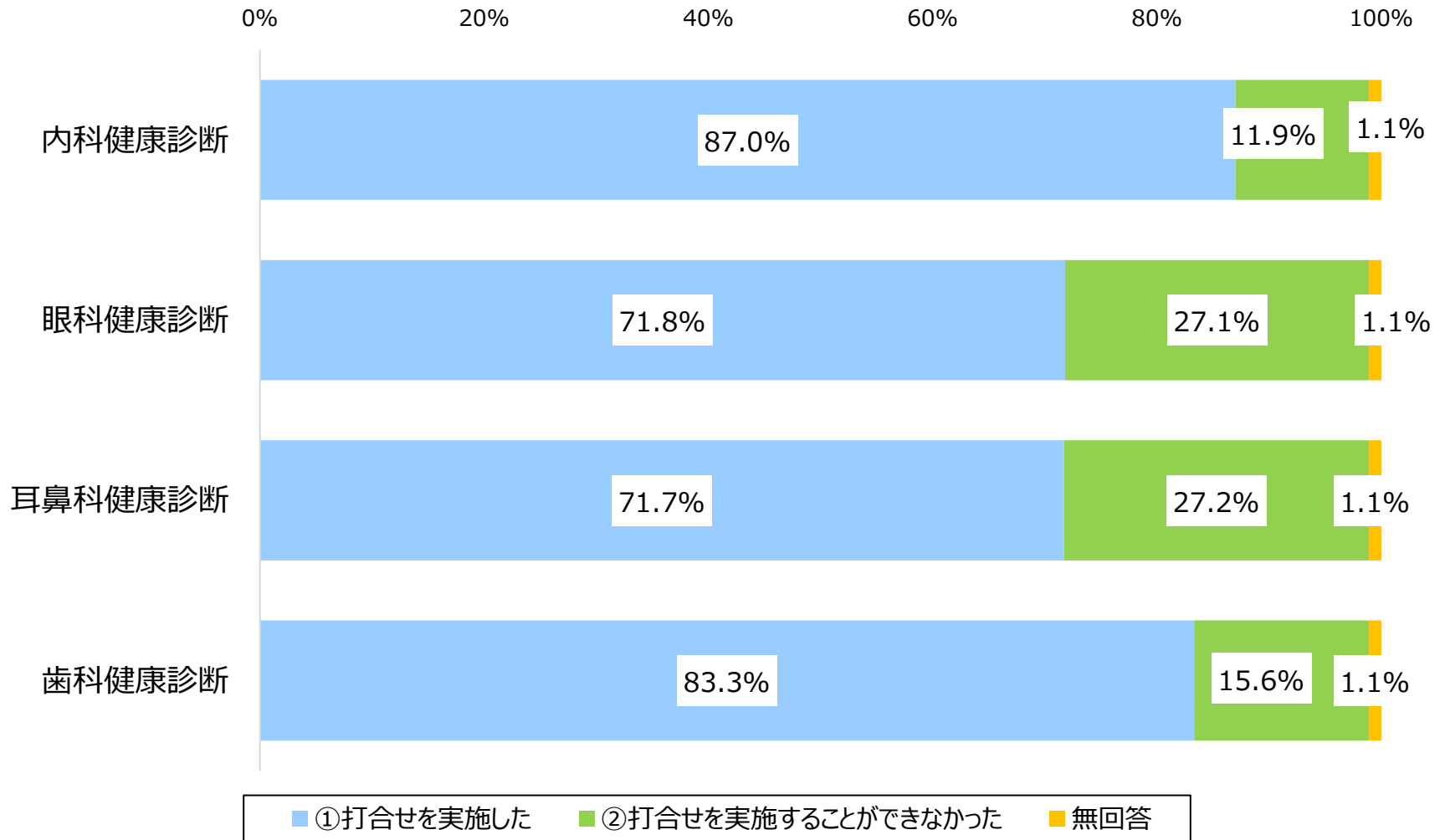
健康診断の検査項目以外の学校独自項目
(n=22,728)



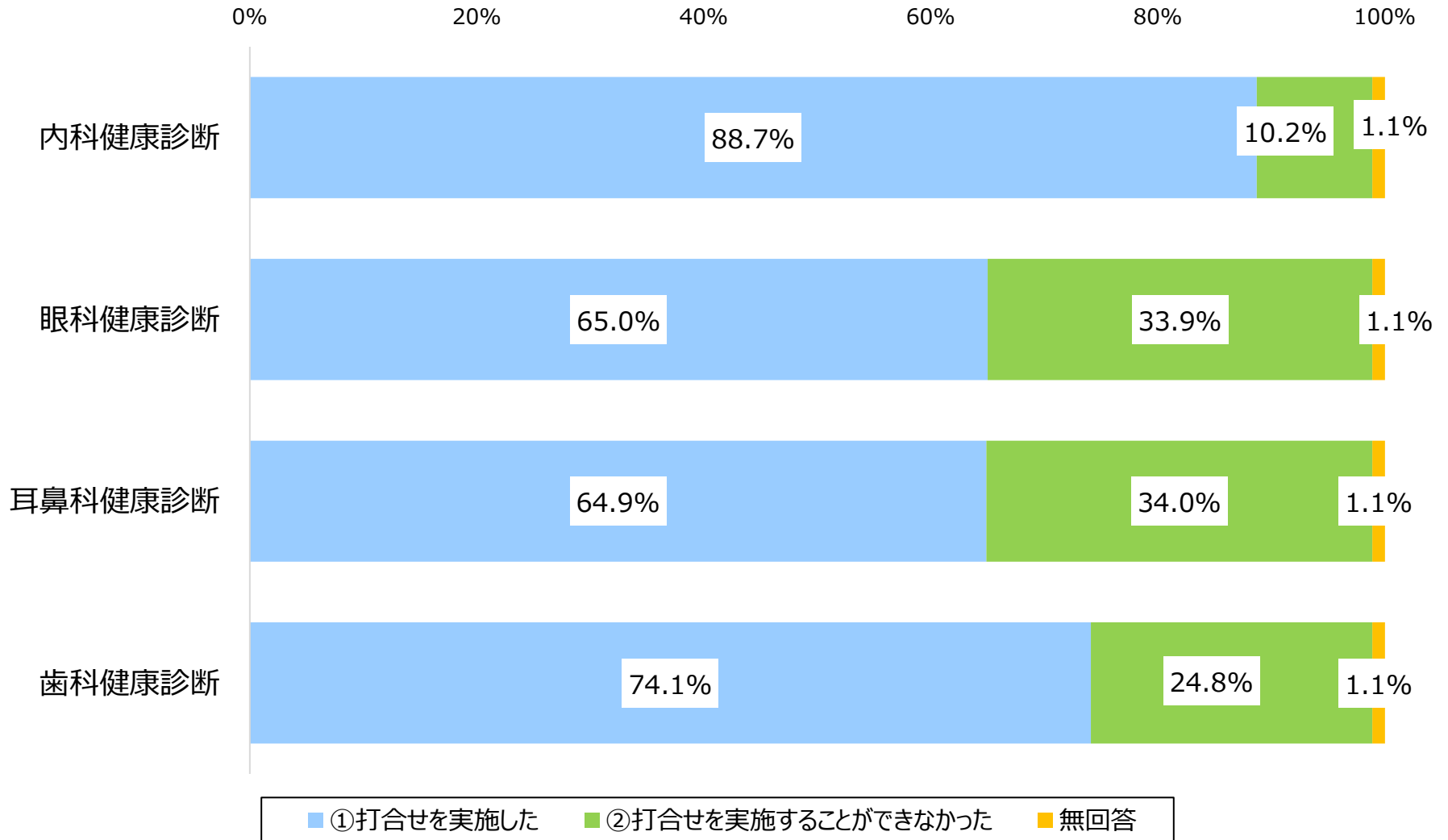
検査項目以外の項目を実施する場合の保護者への
周知・同意 (n=716)



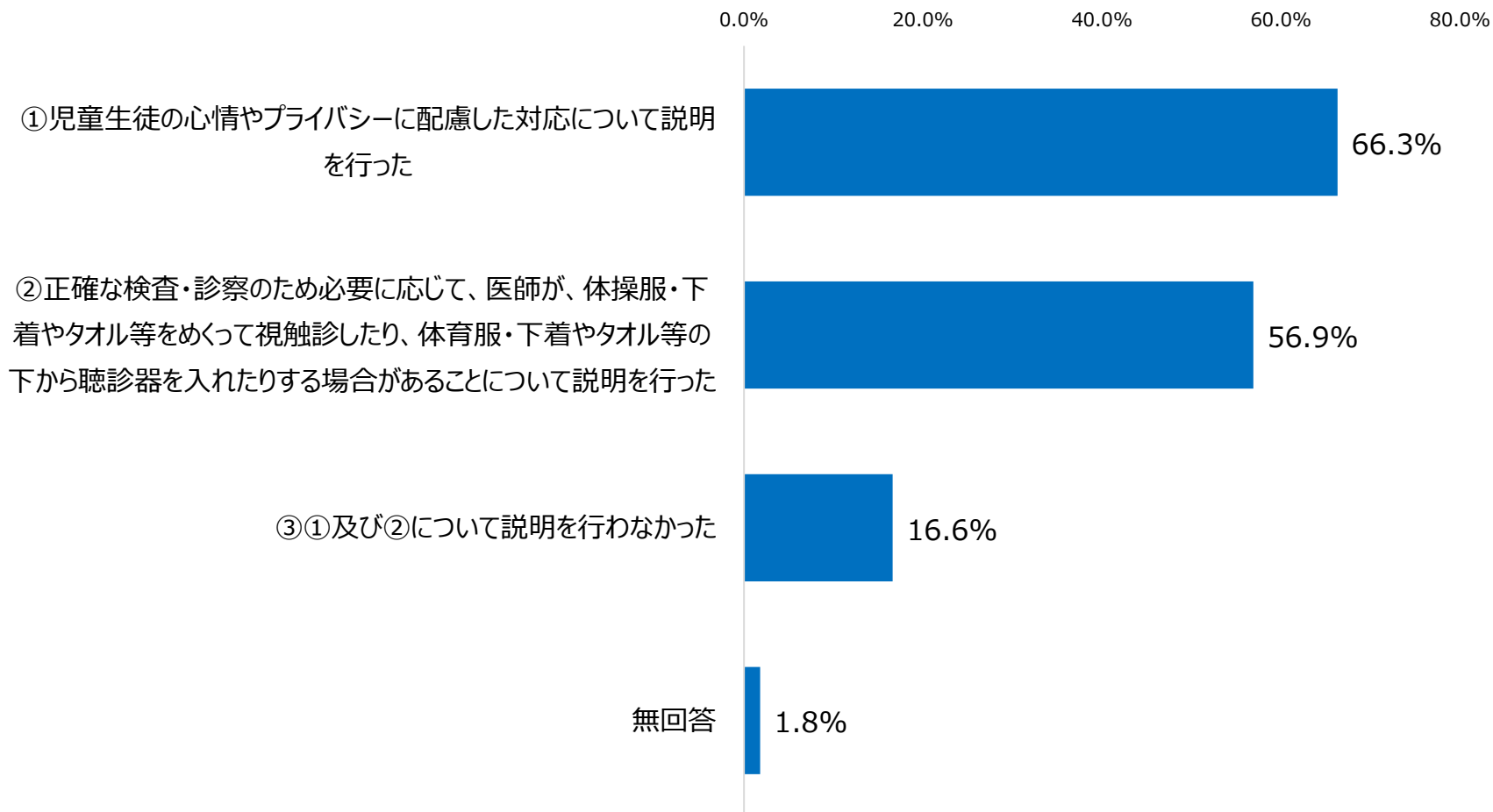
健康診断の実施方法に関する打合せ (n=22,728)



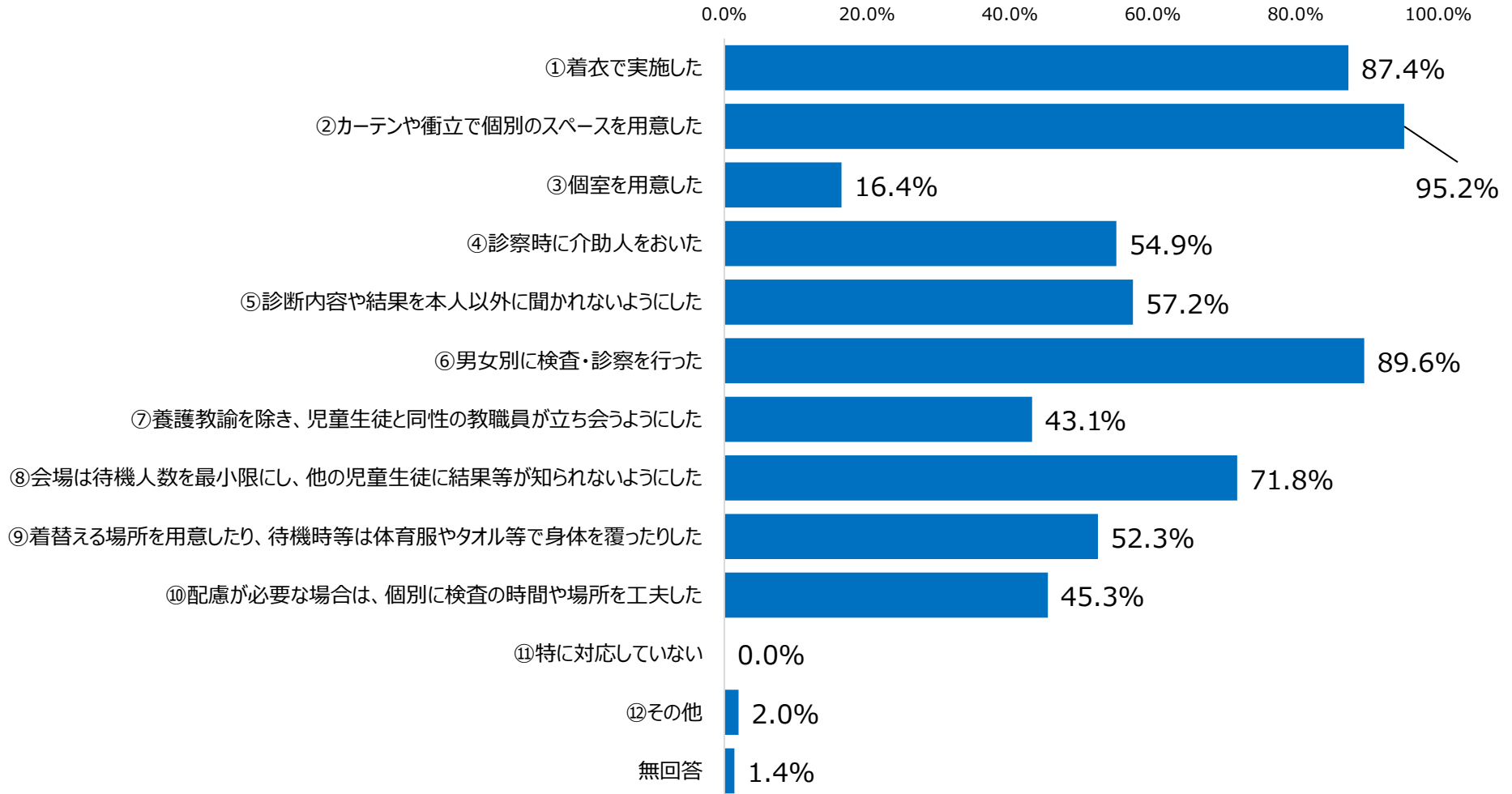
児童生徒のプライバシー等に配慮した対応に関する打合せ (n=22,728)



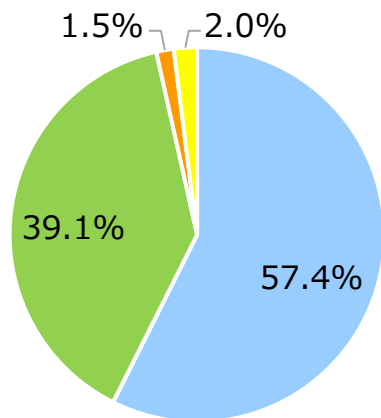
児童生徒の心情等に配慮した対応についての事前説明について（複数回答）（n=22,728）



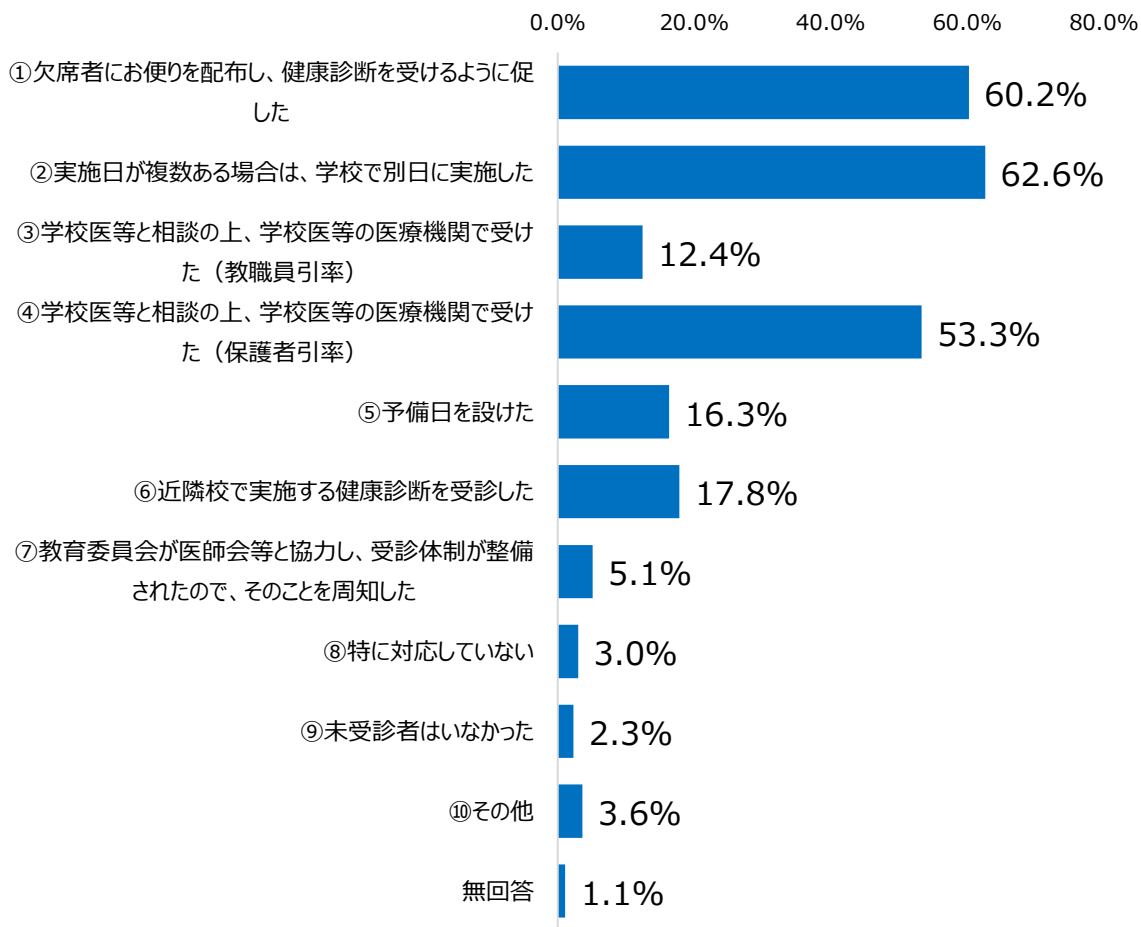
児童生徒の心情やプライバシーの配慮（複数回答）（n=22,728）



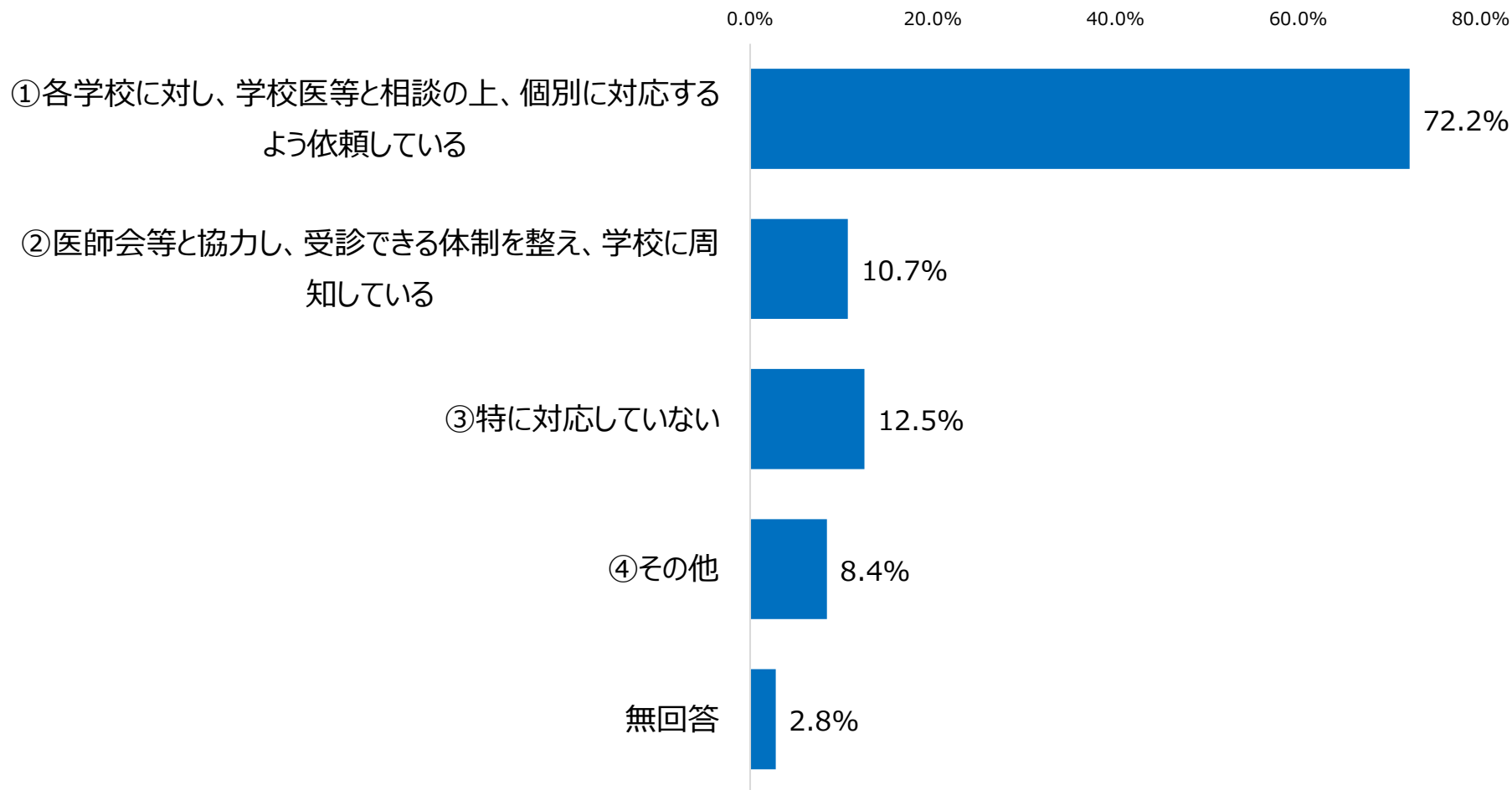
健康診断を受けることができなかった場合の対応の周知 (n=22,728)



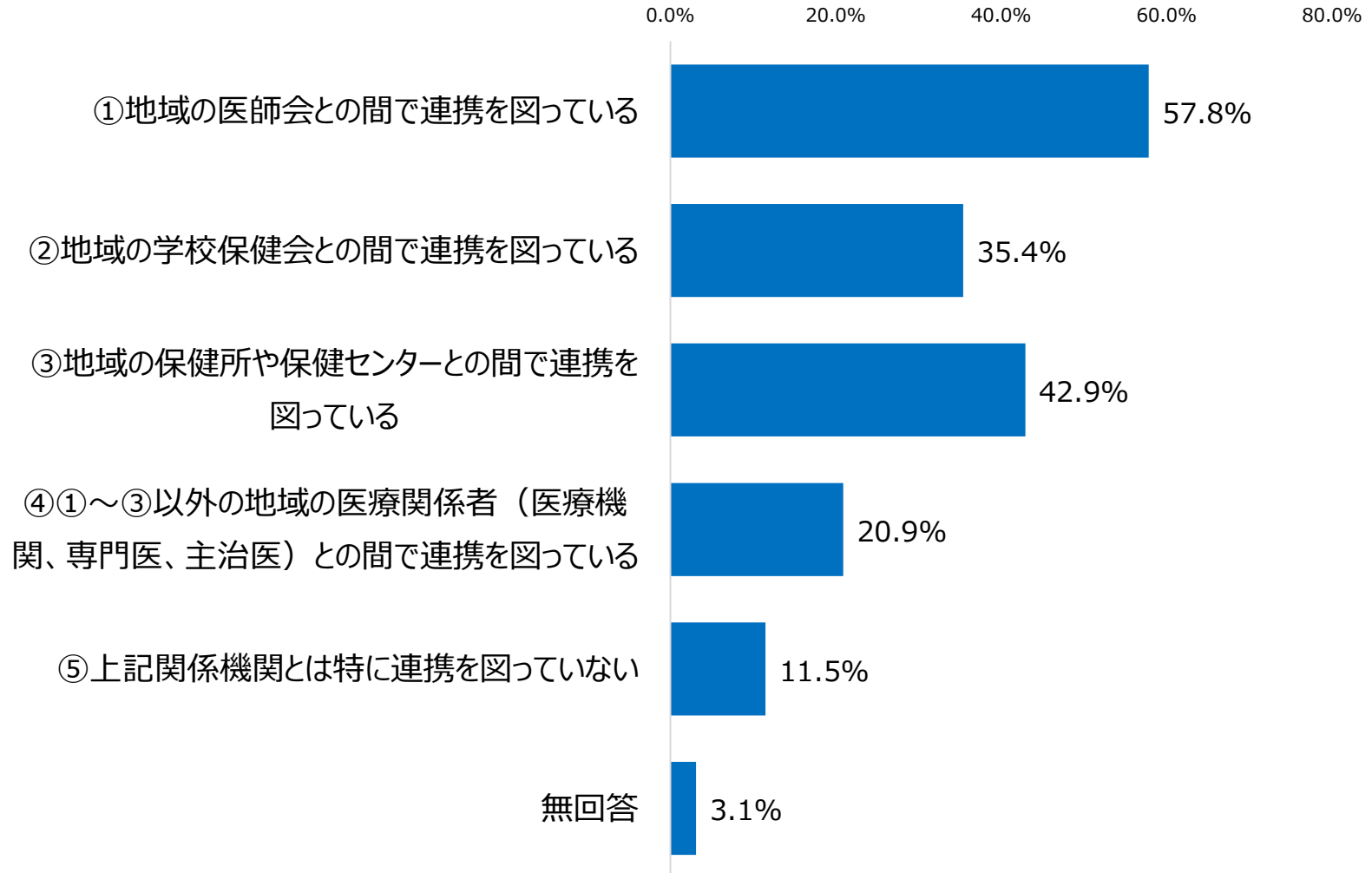
健康診断を受けることができなかった場合の対応 (複数回答) (n=22,728)













健康診断を受けることができなかった児童生徒への対応（複数回答）（n=1,376）



地域の関係機関との連携状況（複数回答）（n=1,376）



健康診断マニュアル

- ▶ [【通知】学校保健法等の一部を改正する法律の公布について \(PDF:867KB\)](#) 
- ▶ [学校保健安全法施行規則施行通知 \(PDF:118KB\)](#) 
- ▶ [【事務連絡】児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項及び健康診断票の様式例の取扱いについて \(PDF:440KB\)](#) 
- ▶ [【事務連絡】学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の配置について \(PDF:219KB\)](#) 
- ▶ [【事務連絡】児童生徒等の健康診断の適切な実施について \(PDF:144KB\)](#) 
- ▶ [【事務連絡】児童生徒等の健康診断の「四肢の検査のポイント」について \(PDF:911KB\)](#) 
- ▶ [【事務連絡】児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について \(PDF:1.8MB\)](#) 
- ▶ [【通知】児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について \(PDF:397KB\)](#) 
- ▶ [【事務連絡】学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について \(PDF:2.7MB\)](#) 
- ▶ [学校健康診断実施上の留意点 \(PDF:599KB\)](#) 



健康診断における月経随伴症状等の早期発見及び保健指導の実施について

児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について（事務連絡） （令和3年12月13日付け）

（略） 婦人科的診療は健康診断の必須検査項目ではありませんが、児童生徒等が自身の不調を訴えることに心理的な負担を感じたり、心身の成長や健康に関して十分理解していなかったりすることにより、適切な助言や指導が受けられないことも考えられますので、**毎年度定期的健康診断を実施する際の保健調査票等に女子の月経随伴症状を含む月経に伴う諸症状について記入する欄を設け、保護者にもその記入について注意を促すなどにより、所見を有する児童生徒等を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じて産婦人科医への相談や治療につなげたりするなど、適切に対応いただくようお願いいたします。**（略）

（保健調査票に記入欄を設けている例）



保健調査票 この調査は、日常の健康管理と健康診断の参考にするためのものです。最近の状態をありのまま答えてください。（該当するところだけ○印や内容を記入）

健康状態	学年	1年	2年	3年
	記入日	/	/	/
（中略）				
35	登校時になると、からだの調子が悪くなる			
36	よく肩がこる			
37	よく眠れない			
38	（女子のみ）月経中、腹痛、腰痛がひどい			
39	（女子のみ）月経中、ほとんど毎回鎮痛剤を飲む			

保健調査票

令和 年度入学 科

1年 組 番	氏名
2年 組 番	性別 男 女
3年 組 番	生年月日 平成 年 月 日生

（中略）

血液型(わかる場合)	体温(平熱)*	脈 拍*	*体温、脈拍は朝起床時3日連続測定して平均したものを記入してください。
型 (Bト...	℃	1分間に 回	
月経・生理について (女子のみ)	①初潮： 才 月 ②周期： 順調 ・ 不順 ③症状：ア なし イ あり (腰痛 ・ 腹痛 ・ その他) 医療機関受診の有無： 有 (医療機関名) ・ 無		
アレルギー疾患名	治療中	経過観察	なし ・ アナフィラキシーの経験について 有・無
1 気管支喘息			・ その時の原因物質 ()

（養護教諭による保健指導の例）

健康課題の把握	・保健調査票の記入を踏まえ、腹痛で保健室に来室した生徒に声を掛け、症状の詳細を聞く。話の中で、腹痛のほか、過呼吸や落ち込み等の症状があることを把握。
養護教諭による保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ・保健体育の教科書を使用して、月経の仕組み等を説明。 ・月経前1週間～月経時の症状の記録を付けるよう勧める。 ・症状の記録を見ながら、月経前に様々な心身の症状があることを理解させ、規則正しい生活、症状がある時の保健室利用や市販薬を使った対処法などについて指導。 ・念のため、体の病気はないか、婦人科への受診を勧める。
保護者への助言	・生徒への指導内容を伝え、対処に応じた生活ができるよう助言。

「月経の正しい理解とその対応」を活用した月経や月経に伴う身体や心の症状に係る理解の推進について（令和7年5月15日付け 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）

「月経の正しい理解とその対応」を活用した月経や月経に伴う身体や心の症状に係る理解の推進についてお願いするものです。

事務連絡
令和7年5月15日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
小中等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「月経の正しい理解とその対応」を活用した月経や月経に伴う身体や心の症状に係る理解の推進について

「月経の正しい理解とその対応」を活用した月経や月経に伴う身体や心の症状に係る理解の推進について、別紙のとおりお知らせします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、文部科学大臣所轄各学校法人担当課におかれましては、その設置する学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人事務局におかれてはその設置する附属学校に対して、小中等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校への一律周知以外にも、例えば、他案件とまとめた周知の実施や教育委員会主催の教員研修の場での配布等、貴課において必要に応じて御判断いただきますようお願いいたします。

（本件担当）
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係
TEL：03-5253-4111（内線2918）

別紙

「月経の正しい理解とその対応」を活用した月経や月経に伴う身体や心の症状に係る理解の推進について

思春期の女子の月経異常等を早期に発見し、適切な相談や治療につなげることは、児童生徒の健やかな成長の観点から重要であり、月経に関する悩みに対しては、学校保健関係者が、個々の発達や関心のレベルに合わせて指導するなど、産婦人科医への相談も含め対応している状況にあります。

このような中、月経随伴症状等の女性の健康については、児童生徒をはじめ、誰もが分かりやすい情報の充実、月経など体の悩みを気兼ねなく産婦人科医等に相談できる環境の整備、学校関係者の理解の促進等が求められています。

そこで、児童生徒や学校関係者が、月経の仕組み、月経に関連する諸症状、その対応等を正しく理解できる冊子を、公益財団法人日本学校保健会を通じて作成しました。

この冊子は、主に中学生・高校生を対象としています。様々な場面で本冊子を活用し、児童生徒が月経に関する正しい知識を身に付け、症状や対処方法を理解し、適切な行動がとれるよう取組をお願いします。

また、以下のWEBサイトにも掲載している「児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について」（令和3年12月13日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）において、児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について適切に対応いただくようお願いしているところですが、改めて当該事務連絡も参考にしていただくようお願いいたします。

（文部科学省WEBサイト）

○女性の健康

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/mext_02466.html

- ・月経の正しい理解とその対応
- ・「児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について」（令和3年12月13日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）



月経の 正しい理解と その対応

目次

- 1. はじめに……………1ページ
- 2. 月経とは……………1・2ページ
- 3. 月経に伴う身体や心の症状について……………3ページ
- 4. やせ・激しいスポーツによる無月経について……………4ページ
- 5. 月経痛を和らげる方法について……………4ページ
- 6. 月経に関するQ&A……………5・6ページ

月経随伴症状等の女性の健康については、児童生徒をはじめ、誰もが分かりやすい情報の充実、月経など体の悩みを気兼ねなく産婦人科医等に相談できる環境の整備、学校関係者の理解の促進等が求められている。

児童生徒や学校関係者が、月経の仕組み、月経に関連する諸症状、その対応等を正しく理解できる冊子を、公益財団法人日本学校保健会を通じて作成。

主に中学生・高校生を対象とし、様々な場面で本冊子を活用し、**児童生徒が月経に関する正しい知識を身に付け、症状や対処方法を理解し、適切な行動がとれるよう学校等に依頼**

目次

- 1. はじめに
- 2. 月経とは
- 3. 月経に伴う身体や心の症状について
- 4. やせ・激しいスポーツによる無月経について
- 5. 月経痛を和らげる方法について
- 6. 月経に関するQ&A



学校保健計画

学校保健安全法

(学校保健計画の策定等)

第5条

学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知） （平成20年7月9日付け 20文科ス第522号）

第二 留意事項

二 学校保健に関する留意事項

(5) 学校保健計画について（第5条）

1. 学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。
2. 学校保健計画には、法律で規定された①児童生徒等及び職員の健康診断、②環境衛生検査、③児童生徒等に対する指導に関する事項を必ず盛り込むこととする。
3. 学校保健に関する取組を進めるに当たっては、学校のみならず、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校教育法等において学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされてることも踏まえ、学校保健計画の内容については原則として保護者等の関係者に周知を図ることとする。このことは、学校安全計画についても同様であること。

学校保健計画の作成 (学校保健年間計画)

令和〇年度 学校保健年間計画例 (小学校)

〇〇小学校

月	保健目標	学校保健関連行事	保健管理	
			対人管理	対物管理
4	自分の体の発育状態や健康状態について知ろう	・定期健康診断 ・大掃除	・保健調査 ・健康観察の確認と実施 ・健康相談 ・健康診断の計画と実施と事後措置(身体測定・内科検診、歯科検診、視力検査、聴力検査等) ・結核健診、運動器健診の問診 ・有所見者の生活指導 ・手洗いの励行	・清掃計画配布 ・大掃除 ・飲料水等の水質及び施設・設備の検査 ・雑用水の水質及び施設・設備の検査 ・机、いすの高さ、黒板面の色彩の検査
5	運動会を元気に迎えよう	・定期健康診断 ・運動会 ・新体力テスト ・避難訓練	・健康観察の実施(強化)・健康相談 ・健康診断の実施と事後措置(結核検診、耳鼻科検診、眼科検診、尿検査等) ・有所見者の生活指導 ・運動会前の健康調査と健康管理	・照度・まぶしさ、騒音レベルの検査 ・運動場の整備
6	歯を大切にしよう 梅雨時の健康に気をつけよう	・第1回学校保健委員会 ・歯と口の健康週間 ・プール開き ・心筋蘇生法	・健康観察の実施・健康相談 ・歯と口の健康の取組 ・水泳時の救急体制と健康管理 ・食中毒・感染症予防 ・熱中症予防	・水泳プールの水質及び施設・設備の衛生状態の検査
7	夏を元気に過ごそう	・個人懇談 ・大掃除	・健康観察の実施・健康相談 ・水泳時の救急体制と健康管理 ・夏休みの健康生活指導と健康管理	・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査 ・ネズミ、衛生害虫等の検査 ・水泳プールの水質検査 ・揮発性有機化合物の検査 ・ダニ又はダニアレルゲンの検査 ・清掃用具の点検・整備
8 9	生活リズムを整えよう	・身長・体重測定 ・プール納め ・避難訓練 ・修学旅行6年	・健康観察の実施(強化)・健康相談 ・夏休みの健康調査 ・疾病治療状況の把握 ・修学旅行前の健康調査と健康管理 ・手洗いの励行	・日常点検の励行
10	目を大切にしよう	・目の愛護デー ・視力検査 ・就学時の健康診断 ・宿泊学習5年	・健康観察の実施・健康相談 ・目の健康について ・正しい姿勢について ・就学時の健康診断の協力 ・宿泊前の健康調査と健康管理	・照度、まぶしさ、騒音レベルの検査 ・雑用水の水質及び施設・設備の検査
11	寒さに負けない体をつくろう	・第2回学校保健委員会 ・いい歯の日	・健康観察の実施・健康相談 ・屋外運動の奨励と運動後の汗の始末 ・かぜやインフルエンザの予防 ・歯と口の健康の取組	
12	室内の換気に注意しよう	・健康相談 ・個人懇談 ・大掃除	・健康観察の実施・健康相談 ・かぜの罹患状況把握 ・室内の換気及び手洗いの励行 ・冬休みの健康生活指導と健康管理	・大掃除の実施の検査
1	外で元気に遊ぼう	・身長・体重測定 ・避難訓練	・健康観察の実施(強化)・健康相談 ・冬休みの健康調査 ・屋外運動の奨励と運動後の汗の始末 ・かぜの罹患状況把握 ・疾病治療状況の把握	・日常点検の励行 ・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査 ・雨水の排水溝等、排水の施設・設備の検査 ・ストープ管理
2	かぜをひかないように健康管理をしよう	・第3回学校保健委員会 ・新入生説明会、一日入学	・健康観察の実施・健康相談 ・屋外運動の奨励 ・かぜの罹患状況把握 ・室内の換気及び手洗いの励行	・ストープ管理
3	健康生活の反省をしよう	・耳の日 ・大掃除	・健康観察の実施 ・一年間の健康生活の反省 ・春休みの健康生活指導と健康管理 ・新年度の計画	・保健室の整備 ・学校環境衛生検査結果等のまとめと次年度への課題整理 ・清掃用具の点検・整備

月	保健教育				組織活動
	教科等	特別活動		個別・日常指導	
		学級活動	児童会活動		
4	・道徳「自分を見つめて(節度、節制)」(1年)	・健康診断の目的・受け方 ・保健室の利用の仕方	・組織づくりと年間計画作成 ・係分担	・健康診断の受け方 ・保健室の利用の仕方 ・身体・衣服の清潔 ・トイレの使い方 ・手洗いの仕方	・組織づくり(職員保健部、PTA保健部、学校保健委員会等) ・保健だより等の発行(毎月)
5	・体育「心の健康」(5年) ・社会「人々の健康や生活環境を支える事業」(4年) ・道徳「自分を高めて(節度・節制)」(3年)	・せいけつな体(2年)	・歯と口の健康週間の計画	・歯みがきの仕方 ・基本的な生活習慣 ・道具の正しい遊び方 ・光化学スモッグ、PM2.5	・職員保健部会
6	・体育「病気の予防」(6年) ・家庭「衣服の着用と手入れ」(6年) ・道徳「いのちにあふれて(生命の尊さ)」(2年)	・むし歯をふせごう(2年)	・歯と口の健康週間の活動 ・梅雨時の過ごし方 ・保健集会①	・むし歯の予防 ・手洗いの仕方 ・雨の日の過ごし方 ・食中毒の予防 ・体の清潔、プール ・光化学スモッグ、PM2.5	・第1回学校保健委員会の開催 ・職員保健部会 ・PTA保健部会 ・心肺蘇生法講習会
7	・体育「健康な生活」(3年) ・家庭「食事の役割」(5年)	・薬物乱用防止教育(5、6年)	・1学期の反省 ・保健集会②	・望ましい食生活 ・夏に多い病気の予防 ・歯みがき指導 ・夏の健康生活	・職員保健部会 ・個人懇談
8 9	・理科「人の体のつくりと運動」(4年) ・理科「人の体のつくりと働き」(6年) ・総合的な学習の時間「目指せ生き生き健康生活」(6年)	・よい姿勢(2年)	・2学期の活動計画 ・目の愛護デーの計画	・積極的な体力づくり ・基本的な生活習慣 ・運動後の汗の始末 ・歯みがき指導	・職員保健部会 ・夏休みの健康状況把握
10	・体育「体の発育・発達」(4年) ・理科「動物の誕生」(5年) ・家庭「栄養を考えた食事」(5年)	・目を大切にしよう(4年)	・目の愛護デーの活動 ・保健集会③	・目の健康 ・正しい姿勢 ・けがの防止 ・積極的な体力づくり	・職員保健部会 ・学校保健に関する校内研修
11	・家庭「快適な住まい方」(6年) ・道徳「命を感じて(生命の尊さ)」(4年)	・みんなが輝く学級生活をつくるために(4年) ・永久歯を守ろう(3年)	・かぜ予防ポスターの作成 ・いい歯の日の活動	・かぜの予防 ・手洗いの指導	・第2回学校保健委員会の開催 ・職員保健部会 ・地域の健康祭りへの参加
12	・道徳「命をいとおしんで(生命の尊さ)」(6年)	・健康な生活を続けるために(6年)	・かぜ予防の啓発活動 ・2学期の反省	・かぜの予防 ・冬の健康生活 ・手洗いの指導	・職員保健部会 ・地区懇談会 ・個人懇談
1	・社会「我が国の国土の自然環境と国民生活との関連」(5年) ・道徳「自分をみがいて(節度、節制)」(5年)	・からだのせいけつ(1年)	・かぜ予防の啓発活動	・かぜの予防 ・外遊びについて ・歯みがき指導 ・手洗いの指導	・職員保健部会 ・冬休みの健康状況把握
2	・体育「けがの防止」(5年) ・生活「家庭生活：自分でできること」(1年)	・いのちのつながり(3年)	・耳の日の計画 ・保健集会④	・かぜの予防 ・外遊びについて ・歯みがき指導 ・手洗いの指導	・職員保健部会 ・第3回学校保健委員会の開催
3	・生活「家庭生活：自分の役割」(2年)	・早ね早おき朝ごはん(1年)	・耳の日の活動 ・1年間の反省	・耳の病気の予防 ・1年間の健康生活の反省 ・春の健康生活	・職員保健部会 ・1年間のまとめと反省



学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会①

学校における持続可能な保健管理の在り方
に関する調査検討会（第1回）R7.5.19
資料 1

学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会の設置について

令和7年4月18日
初等中等教育局長決定
令和7年5月1日一部改正

1. 趣旨

近年、学校を取り巻く環境が変化し、児童生徒等が抱える健康課題が多様化・複雑化している中、児童生徒等の心身の健康の保持増進を図りながら、学校における持続可能な保健管理の確保が求められている。

このため、健康診断の実施や学校医の確保等の学校における児童生徒等の保健管理について、現状を把握し、今後の学校における持続可能な保健管理の在り方等について検討する必要があることから、専門的見地からの意見を聴取すること等を目的とし、「学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会」を設置する。

2. 実施事項

保健管理に関する以下の課題について、現状把握・分析、専門的見地からの意見聴取等を行う。

- (1) 学校の健康診断の検査の項目の意義やプライバシーへの配慮等の実施方法
- (2) 保健管理にかかる教職員の負担
- (3) 学校医の確保
- (4) その他必要な事項

3. 開催方法

- (1) 検討会は、別紙に掲げる者の協力を得て開催する。
- (2) 検討会に座長を置く。
- (3) 検討会は、別紙に掲げる者以外の関係者を参考人として協力を求めることができる。
- (4) 検討会は、原則として公開とするが、座長の判断により必要に応じて非公開とすることができる。

4. 設置期間

令和7年4月18日から令和10年3月31日までとする。

5. その他

検討会の庶務は、関係局課の協力を得て、初等中等教育局健康教育・食育課において行う。

2. 実施事項

保健管理に関する以下の課題について、現状把握・分析、専門的見地からの意見聴取等を行う。

- (1) 学校の健康診断の検査の項目の意義やプライバシーへの配慮等の実施方法
- (2) 保健管理にかかる教職員の負担
- (3) 学校医の確保
- (4) その他必要な事項

The screenshot shows the official website of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT). The page is titled '学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会' (Working Group on Sustainable Health Management in Schools). It lists five meetings with their dates and times, and provides links for '開催案内' (Meeting Information), '配付資料' (Distribution Materials), and '議事録' (Minutes) for each meeting.

開催回数	開催日時	開催案内	配付資料	議事録
第6回	令和8年5月20日(水曜日)10時00分～12時00分	開催案内	配付資料	
第5回	令和8年3月9日(月曜日)15時00分～17時00分	開催案内	配付資料	議事録
第4回	令和7年11月10日(月曜日)13時00分～15時00分	開催案内	配付資料	議事録
第3回	令和7年10月14日(火曜日)13時00分～15時00分	開催案内	配付資料	議事録
第2回	令和7年7月17日(木曜日)13時00分～15時00分	開催案内	配付資料	議事録

出典：「第1回学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会」(文部科学省)配付資料
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/199/index.html



現状等を踏まえた課題及び論点

- 肥満・痩身、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、メンタルヘルスの問題など児童生徒が抱える現代的な健康課題は多様化・複雑化している。
- こうしたことから、個に応じた継続的な指導・支援の充実が求められている。
- 児童生徒等の健康診断の実施内容や実施方法について、現代的な健康課題への対応のほか、
 - ・ 児童生徒等のプライバシーや心情への配慮
 - ・ 健康診断を受けることができなかった児童生徒等に対する健康診断を受ける機会の確保等が求められている。
- 養護教諭も含め、中央教育審議会の答申や公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の改正案等を踏まえ、学校における働き方改革の一層の推進が求められている状況である。
- 医療資源にかかる課題等により学校医等の確保が困難となっている地域がある。



現状等を踏まえ、主な課題として以下の3点が挙げられる。

- 学校における健康診断について、児童生徒等の健康課題の変化、プライバシーへの配慮、学校医等の確保が困難にある状況、学校における働き方改革等を踏まえた実施項目や実施方法
- 学校における働き方改革が求められている中における、保健管理の実施にかかる教職員の負担軽減
- 学校医等の確保が困難にある状況等も踏まえた、学校における持続可能な保健管理の確保

脊柱側弯症について解説した資料

事務連絡
令和8年2月26日

各都道府県教育委員会学校保健主管課
各区市町村教育委員会学校保健主管課 御中

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

脊柱側弯症及び近視への理解促進に係るポスターの送付について

文部科学省では、令和6年度補正予算事業「脊柱の検査等に関する理解増進事業」を実施しており、当該事業の一環として、脊柱側弯症及び近視への理解促進を図るために、小学生及び中学生を対象としたポスターを作成しました。

各都道府県・市区町村教育委員会におかれましては、貴管下の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校へ配布し、脊柱側弯症及び近視の理解促進にお役立てくださいますようお願いいたします。

なお、各学校への配付にあたっては、学校における働き方改革の観点から、他の配付物と併せて送付する等、貴課において必要に応じて御判断いただきますようお願いいたします。

また、当該ポスターの電子データについては、本省HPにも掲載予定です。適宜御活用ください。

(本件担当)
文部科学省総合教育政策局
健康教育・食育課保健管理係
TEL：03-6734-2976（直通）

出典：背骨からのSOS、見逃していませんか？（文部科学省HP）
https://www.mext.go.jp/content/20260424-mxt_kenshoku-000049275_1.pdf



せぼねの SOS、見逃していませんか？

脊柱側弯症の早期発見が子供の未来を守ります

脊柱側弯症ってなんだろう？

- 背骨が左右にカーブする病気で、思春期の女子に多いと言われています。
- 原因はまだはっきり分かっておらず、進み方も人によって違います。
- 自覚症状がなく、自分では気付きにくいこともあります。

側弯が進行すると……

- 腰や背中の痛み・疲れ、息がしづら感が出る場合があります。
- 姿勢や見た目の変化により、心理的なストレスが生じることがあります。

早期発見・早期治療が大切！

- 早く気付けば、多くの場合、経過観察や装具（コルセット）による治療を行いながら、学校生活や部活動を続けることができます。
- 背骨のカーブが大きくなるまで気付かないと、まれに手術が必要になることもあります。
- 「ちょっと変かな？」と思ったら、早めに病院を受診しましょう。

家庭でも背中や腰をチェックしてみましょう

- 下のイラストを参考に、家族と一緒に鏡の前で背中や腰の様子をチェックしてみましょう。
- 気になるサインがあったら、一人で悩まず、保健室やかかりつけ医・整形外科医に相談しましょう。

ちょっとだけ、背中タイム

家庭でもすぐできる背骨のチェック

1. 肩の高さの左右差
鏡の前でまっすぐ立ち、左右の肩の高さが同じかを見ます。
2. 肩甲骨の高さ・位置の左右差
後ろ姿を見て、左右の肩甲骨の高さや出方がそろっているかを見ます。
3. ウエストラインの左右差
腰のくびれや体のわきのラインが、左右で同じような形・高さを見ます。
4. 背中・肋骨のふくらみ（肋骨隆起・腰部隆起）の左右差
両手を下に向けてゆっくり前かがみになり、背中や肋骨の片側だけが高くなっていないかを見ます。

立って確認

前かがみで確認

文部科学省

地域の事情等に即した 脊柱の検査の実施案 (都道府県 A 版)

令和 8 年(2026 年)3 月

公益財団法人日本学校保健会委託事業

「事後措置等における学校と医療機関等との連携に係るモデルケース作成事業」

事業成果物

目次

第1章. 本実施案の目的.....	2
1-1. 本実施案の目的と対象.....	2
1-2. 脊柱の検査の実施概要.....	2
第2章. 脊柱の検査の運用.....	4
2-1. 学校医による視触診等.....	4
2-2. 検査機器を用いた脊柱の検査.....	5
第3章. 事後措置の基本フローと運用.....	7
3-1. 事後措置の実施に向けた体制構築.....	8
3-2. 結果通知と受診勧奨.....	9
3-3. 受診後の情報連携と継続フォロー.....	10
様式例.....	13
様式1 児童生徒の脊柱側弯症精密検査に関する照会状(案).....	13
別紙1 脊柱の検査(脊柱側弯症)精密検査協力に関する調査票(案).....	14
様式2 脊柱の検査(脊柱側弯症)精密検査協力医療機関への依頼・連携様式送付書(案)16	
様式3 脊柱の検査の結果のお知らせ兼受診結果報告書(案).....	17
様式4 脊柱側弯症 学校生活確認シート(案).....	18

1



脊柱側弯症に関する啓発資料

 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

会見・報道・お知らせ | 政策・審議会

トップ > 教育 > 学校保健、学校給食、食育 > 脊柱側弯症対策

● 脊柱側弯症対策

啓発資料

- [背骨からのSOS、見逃していませんか？ \(PDF:1.3MB\)](#) 

手引き・資料集等

- [01 検査機器を用いた脊柱の検査の準備の手引き \(PDF:1.3MB\)](#) 
- [02 脊柱側弯症検診に関する調査研究事業 資料集 \(PDF:4.8MB\)](#) 
- [03 検査機器を用いた脊柱の検査に係る体験会 実施報告書 \(PDF:2.9MB\)](#) 

お問合せ先

総合教育政策局健康教育・食育課
保健管理係

出典：文部科学省HP
https://stg.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1370005_00008.htm



<啓発資料>

○背骨からのSOS、見逃していませんか？

https://stg.mext.go.jp/content/20260424-mxt_kenshoku-000049275_1.pdf



<手引き・資料集等>

○検査機器を用いた脊柱の検査の準備の手引き

https://stg.mext.go.jp/content/20260424-mxt_kenshoku-000049275_2.pdf



○検査機器を用いた脊柱の検査に係る体験会 実績報告書

https://stg.mext.go.jp/content/20260424-mxt_kenshoku-000049275_4.pdf



本日の内容

1. 「学校において予防すべき感染症の解説 令和5年度改定 追補版」及び「学校における結核対策マニュアル 令和7年度改定」(新規)
2. 健康診断
- 3. 健康観察**
4. 疾病の管理と予防
5. 健康相談及び保健指導
6. これからの養護教諭

健康観察の法的根拠

学校保健安全法

第9条(保健指導)

養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（中略）に対して必要な助言を行うものとする。

健康観察の目的

- 子供の心身の健康問題の早期発見・早期対応を図る。
- 感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、感染の拡大防止や予防を図る。
- 日々の継続的な実施によって、子供に自他の健康に興味・関心をもたせ、自己管理能力の育成を図る。



「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」
(平成21年3月 文部科学省)

健康観察

危機発生時の健康観察のポイント

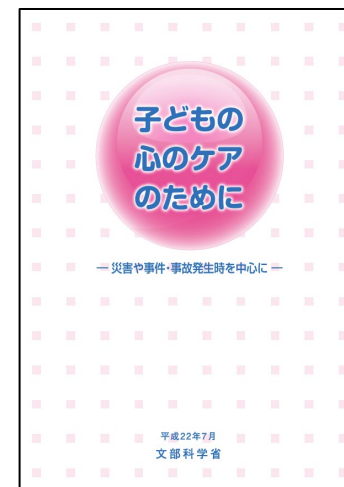
- 災害や事件・事故発生時における子供のストレス症状の特徴を踏まえた上で、健康観察を行う。
- 心の症状のみならず、腹痛や頭痛、眠れない、食欲不振などの身体症状にも注目して行う。
- 健康観察結果を記録に残す。



「子供の心のケアのために 保護者用」
(平成27年2月 文部科学省)

子供に現れやすいストレス症状の健康観察のポイント

体の健康状態	<ul style="list-style-type: none"> • 食欲の異常（拒食・過食）はないか • 睡眠はとれているか • 吐き気・嘔吐が続いてないか • 下痢・便秘が続いてないか • 頭痛が持続してないか • 尿の回数が異常に増えてないか • 体がだるくないか
心の健康状態	<ul style="list-style-type: none"> • 心理的退行現象（幼児返り）が現れてないか • 落ち着きのなさ（多弁・多動）はないか • イライラ・ビクビクしてないか • 攻撃的、乱暴になってないか • 元気がなく、ぼんやりしてないか • 孤立や閉じこもりはないか • 無表情になってないか



左 「学校における子供の心のケア～サインを見逃さないために～」 (平成26年3月 文部科学省)
右 「子どもの心のケアのために～災害や事件・事故発生時を中心に～」 (平成22年7月 文部科学省)

保健室における児童虐待の早期発見の機会と視点

1 健康観察

- 養護教諭は各学級の健康観察結果を集計・分析し、全校の子供の心身の健康状態を把握し全体に周知させるとともに、救急処置、健康相談、保健指導、学級担任への連絡など、事後措置の対応を図る中で、個々の子供の異変に気づきやすい立場にあると言える。
- 毎日の健康観察の集計のみならず、健康状態の変化を把握するために、一週間あるいは1か月といった連続した期間の動向がわかる記録用紙を作成し、活用することも重要である。

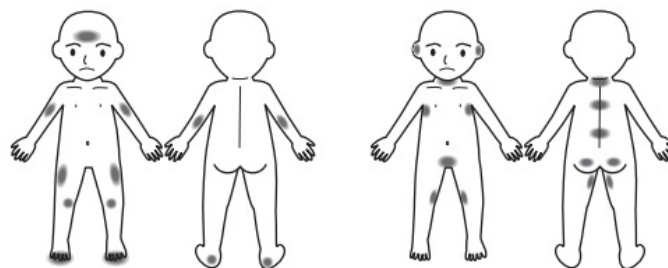
2 健康診断

- 健康診断は身体計測、内科健康診断や歯科健康診断をはじめとする各種の健康診断等が行われることから、それらを通して虐待を発見しやすい機会である。

身体測定	発育不良、不潔な皮膚、不自然な傷、あざ等
耳鼻科健康診断（聴力検査）	外傷の放置、心因性難聴等
眼科健康診断（視力検査）	外傷の放置、心因性視力低下等
内科健康診断	不自然な傷・あざ、衣服を脱ぐことや診察を怖がる等
歯科健康診断	ひどい歯、歯の萌出の遅れ、口腔内の外傷（歯の破折や粘膜の損傷等）の放置、口腔内の不衛生等
事後措置状況	精密検査を受けさせない、何度受診勧告をしても受診させない等

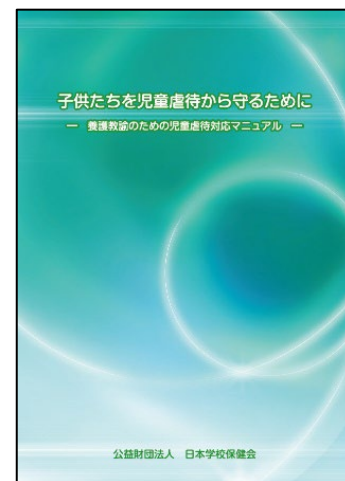
3 救急処置

- 外傷の部位
- 時間経過に伴う挫傷の色調変化
- 特徴のある外傷所見



〈事故だけがしやすい部位〉

〈虐待によるけがが多い部位〉



朝の健康観察の記入・入力方法（小学校n=12,001,中学校n=6,168、高等学校n=2,612,特別支援学校n=1,947）

